告示

○総務省告示第百二号

市町村の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、南蒲原郡中之島町、三島郡越路町、同郡三島町、古志郡山古志村及び刈羽郡小国町を廃し、その区域を長岡市に編入する旨、新潟県知事から届出があったので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十七年四月一日からその効力を生ずるものとする。

平成十七年一月二十四日

総務大臣　麻生　太郎

○総務省告示第百三号

市町村の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、三条市、南蒲原郡栄町及び同郡下田村を廃し、その区域をもって三条市を設置する旨、新潟県知事から届出があったので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十七年五月一日からその効力を生ずるものとする。

平成十七年一月二十四日

総務大臣　麻生　太郎

○総務省告示第百四号

町の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、三方郡三方町及び遠敷郡上中町を廃し、その区域をもって若狭町を設置する旨、福井県知事から届出があったので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十七年三月三十一日からその効力を生ずるものとする。

平成十七年一月二十四日

総務大臣　麻生　太郎

○総務省告示第百五号

郡の区域をあらたに画す処分

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十九条第一項及び第三項の規定により、平成十七年三月三十一日から、あらたに設置される若狭町の区域をもってあらたに三方上中郡の区域を画す旨、福井県知事から届出があったので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

平成十七年一月二十四日

総務大臣　麻生　太郎

○総務省告示第百六号

町村の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、南佐久郡佐久町及び同郡八千穂村を廃し、その区域をもって同郡佐久穂町を設置する旨、長野県知事から届出があったので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十七年三月二十日からその効力を生ずるものとする。

平成十七年一月二十四日

総務大臣　麻生　太郎

○総務省告示第百七号

市村の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、東筑摩郡四賀村、南安曇郡奈川村、同郡安曇村及び同郡梓川村を廃し、その区域を松本市に編入する旨、長野県知事から届出があったので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十七年四月一日からその効力を生ずるものとする。

平成十七年一月二十四日

総務大臣　麻生　太郎

○総務省告示第百八号

市村の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、中野市及び下水内郡豊田村を廃し、その区域をもって中野市を設置する旨、長野県知事から届出があったので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十七年四月一日からその効力を生ずるものとする。

平成十七年一月二十四日

総務大臣　麻生　太郎

○総務省告示第百九号

市町村の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、佐久市、南佐久郡臼田町、北佐久郡望月町及び同郡浅科村を廃し、その区域をもって佐久市を設置する旨、長野県知事から届出があったので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十七年四月一日からその効力を生ずるものとする。

平成十七年一月二十四日

総務大臣　麻生　太郎

○総務省告示第百十号

市町の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、海南市及び海草郡下津町を廃し、その区域をもって海南市を設置する旨、和歌山県知事から届出があったので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十七年四月一日からその効力を生ずるものとする。

平成十七年一月二十四日

総務大臣　麻生　太郎

○総務省告示第百十一号

町村の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、日高郡川辺町、同郡中津村及び同郡美山村を廃し、その区域をもって同郡日高川町を設置する旨、和歌山県知事から届出があったので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十七年五月一日からその効力を生ずるものとする。

平成十七年一月二十四日

総務大臣　麻生　太郎

○総務省告示第百十二号

町の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、西牟婁郡串本町及び東牟婁郡古座町を廃し、その区域をもって串本町を設置する旨、和歌山県知事から届出があったので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十七年四月一日からその効力を生ずるものとする。

平成十七年一月二十四日

総務大臣　麻生　太郎

○総務省告示第百十三号

郡の区域決定

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、西牟婁郡串本町及び東牟婁郡古座町を廃し、その区域をもって串本町を設置することに伴い、同法第二百五十九条第三項の規定により、同町の属すべき郡の区域を東牟婁郡とする旨、和歌山県知事から届出があったので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十七年四月一日からその効力を生ずるものとする。

平成十七年一月二十四日

総務大臣　麻生　太郎

○総務省告示第百十四号

市町の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、柳井市及び玖珂郡大畠町を廃し、その区域をもって柳井市を設置する旨、山口県知事から届出があったので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十七年二月二十一日からその効力を生ずるものとする。

平成十七年一月二十四日

総務大臣　麻生　太郎

○総務省告示第百十五号

市町の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、小野田市及び厚狭郡山陽町を廃し、その区域をもって山陽小野田市を設置する旨、山口県知事から届出があったので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十七年三月二十二日からその効力を生ずるものとする。

平成十七年一月二十四日

総務大臣　麻生　太郎

○総務省告示第百十六号

市町村の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、下毛郡三光村、同郡本耶馬渓町、同郡耶馬渓町及び同郡山国町を廃し、その区域を中津市に編入する旨、大分県知事から届出があったので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十七年三月一日からその効力を生ずるものとする。

平成十七年一月二十四日

総務大臣　麻生　太郎

○総務省告示第百十七号

市町村の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、大野郡三重町、同郡清川村、同郡緒方町、同郡朝地町、同郡大野町、同郡千歳村及び同郡犬飼町を廃し、その区域をもって豊後大野市を設置する旨、大分県知事から届出があったので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十七年三月三十一日からその効力を生ずるものとする。

平成十七年一月二十四日

総務大臣　麻生　太郎